

防コミの歩き方



地区防災計画「計画提案型」の第1号として、「神戸元町商店街地域おたすけガイド」が規定されました。

1、地区防災計画とは？

平成25年の災害対策基本法の改正において、地域コミュニティにおける防災活動推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者および事業者がおこなう自発的な防災活動・計画に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

2、神戸市における地区防災計画

神戸市においては、平成24年度から開催された「防災福祉コミュニティ事業の推進に関する検討会」の成果のひとつとして、災害時の初動対応計画「地域おたすけガイド」を、平成25年度から防災福祉コミュニティが中心となり作成してきました。

平成29年8月25日に開催された神戸市防災会議では、地域おたすけガイドを含む41の計画が地区防災計画として規定されました(うち、中央管内は13計画)。

地区居住者等が作成した計画を地区防災計画として規定するためには、神戸市においては、次の2つの方法があります。

①防コミ連携型

防コミが主体で作成した計画を防災会議事務局で審査する。

【中央管内では、東川崎、雲中、北野、橘、生田川、下山手、小野柄、神戸諏訪山、若菜、二宮、山の手の各防コミの地域おたすけガイドと津波防災安全マップの12計画】

②計画提案型

防コミ以外の団体が主体で作成し、提案があった計画を防災会議で審議する。

【中央消防署が作成支援した神戸元町商店街地域おたすけガイド 1計画】

3、神戸元町商店街地域おたすけガイド

前置きが長くなりましたが、神戸元町商店街連合会防災懇談会が平成27年に作成した「神戸元町商店街地域おたすけガイド」が、神戸市防災会議において地区防災計画の計画提案型第1号として規定されました。



地域の防コミが作成した地区防災計画や神戸市地域防災計画との整合を図るとともに、元町ならではの内容も見られます。

「各店舗は、店名と電話番号を予め記入した台車(要援護者搬送用) および、消火器を、店舗前に出してから避難する」という一文があります。実際の災害時には誰でも初期消火できるよう、また、車いすがない場合は台車に要援護者を乗せて搬送避難できるよう、毎年3月11日に、計画を検証する津波避難訓練をおこなっています。

今後とも、将来の災害に備えて継続的に訓練していただければと思います。

(中央消防署消防防災課 大津暢人)